

川崎市立生田小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

《学校教育目標》

- 1 進んで学ぶ子
- 2 よく考える子
- 3 思いやりのある子
- 4 たくましい子

めざす子ども像…「生きる力」：知徳体の調和

- 1 自ら考え、他者と協働し、学びを生かそうとする子ども
- 2 創造性に富み、物事を十分に判断・表現しようとする子ども
- 3 他者との違いを認められる心豊かな優しい子ども
- 4 心身ともに健やかで、最後までやり遂げようとする子ども

学校経営方針

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」のバランスが取れた子どもの育成を図り、新しい時代を切り拓くために必要な資質・能力を育む。
- 学校全体の課題解決力・危機管理能力を高め、教職員一人ひとりが自己の資質や能力を高められるように人材育成等の取組を推進し、信頼される学校をめざして学校の教育力の強化を図る。

学校経営目標

基礎・基本を大切に する教育の推進

- ◎各教科の基礎・基本の学習の定着
- ◎学習ルールの定着
- ◎特別活動の充実
- ◎指導と評価の一体化
- ◎自然や地域人材を生かした体験学習の充実
- ◎言語活動の充実

心の教育の推進

- ◎総合的な児童理解、指導を土台とした教育の充実
- ◎規範意識の育成
- ◎集団づくり（学年・学級経営）
- ◎道徳教育の充実
- ◎あいさつの励行
- ◎感謝の心の育成
- ◎命、こころの教育の推進
- ◎共生*共育、人権尊重教育の充実
- ◎児童会活動の充実
- ◎教育的ニーズに応じた支援教育の充実

健康で楽しく充実した学校生活と 安全教育の推進

- ◎基本的生活習慣の確立
- ◎自分たちで学校生活を作り出す学習活動の充実（学校行事・児童会活動・クラブ・委員会活動）
- ◎勤労生産・奉仕的な活動の充実
- ◎「防災教育」の充実
- ◎食と健康に関する意識の向上
- ◎楽しんで体を動かす経験を増やし、健やかな体と心の育成を図る。

重点に係る具体的な取組

確かな学力の育成

居場所のある学校

豊かな社会性と 心と体の育成

教育環境の整備 生田の地で共に歩む学校

今年度の重点目標

- わかる喜びや楽しさを実感できる授業づくり
- 基礎・基本の学習の定着
- 校内研究を軸に授業力向上に向けた取組
- 生田カリキュラムの編成・実践と授業の改善(協働的な学びを通して思考力・判断力・表現力の育成する)
- GIGA スクール構想に基づいた ICT を活用した学習の推進
- 外国語教育の充実

- 全ての礎としての学級づくり (児童一人一人を共感的に寄り添い、認め、励ましていくことで自己肯定感を高める)
- 支援教育コーディネーターを中心とした職員全体の対応力の質的向上
- 一人一人の教育的ニーズに対応した支援の充実
- 「いじめや暴力を生まない許さない」という学校風土の構築のための取組推進
- 自分たちで学校生活を創る学習活動の充実
- 他者を尊重する姿勢を育て、子供と教職員みんなで作る温かい雰囲気を感じられる学校づくり・教育相談の充実

- かかわりあいながら成長の手応えを感じられる取組の工夫
- あいさつを通して周りとの関わり・つながりを意識化
- キャリア在り方・生き方教育を推進し、学び続ける姿勢づくりや共に学ぶ体験を大切に生田カリキュラムの整理・実施
- 学級活動・体育科学習・行事などの計画的な取組や、休み時間の過ごし方の指導などを通じて、心身ともに健やかな子の育成

- 防災教育の推進
- 施設設備の点検強化及び安全の確保
- 情報配信メール等を活用した、事件事故に巻き込まれないための情報伝達の体制づくり
- PTAや地域との連携した児童を温かく見守る環境づくり
- 地域と自分のかかわりを意識したり、地域人材や自然を生かしたりできる体験的な学習の充実

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任

学年主任

（1年）（2年）（3年）（4年）（5年）（6年）（支援級）、

支援教育コーディネーター、養護教諭

学校巡回カウンセラー

スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

*いじめ対応はもちろんのこと、日常のいじめ未然防止・早期発見にもあたる。

*状況に応じて、関係教職員や外部専門家等を追加する等の柔軟な組織とする。

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター・教頭）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・（校長・教頭・支援教育コーディネーター・教務主任）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・（教務主任）
1年・・・・・・・・・・（主任） 2年・・・・・・・・・・（主任）
3年・・・・・・・・・・（主任） 4年・・・・・・・・・・（主任）
5年・・・・・・・・・・（主任） 6年・・・・・・・・・・（主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・学校巡回カウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・（教頭）
- ・児童相談所との連携・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

| 月 | 活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等) |
|----|---|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針・重点目標の確認 ○構成員の確認・役割分担 ○年間指導計画確認 ○かわさき共生＊共育プログラムの取組について (年間7回) <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定の実施① (誰もが安心してできる学級を作るために活用 年3回実施予定) ○職員会議 ○児童支援会議① (配慮児童の確認とその対応を共通理解 年3回) ○教育相談日の実施 ○学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ○各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ○第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ○学校生活アンケート集約について ○教育相談日の実施 ○学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ○各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ○学校生活アンケート結果を受けての対応について ○【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (いじめ防止のための集会・児童との面談) ○教育相談日の実施 ○学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ○各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ○かわさき共生＊共育プログラムの取組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定の実施②と結果の読み取り方研修 ○夏休み期間中の対応確認 ○教育相談日の実施 ○学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ○各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ○いじめ防止対策に関する職員研修 ○教育相談日の実施 ○学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ○各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ○児童支援会議② ○前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ○教育相談日の実施 ○学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ○各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ○第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 |

| | |
|-----|---|
| | <input type="checkbox"/> 学校生活アンケート集計について <input type="checkbox"/> 教育相談日の実施 <input type="checkbox"/> 学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 1 1 | <input type="checkbox"/> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <input type="checkbox"/> 学校生活アンケート結果を受けての対応について <input type="checkbox"/> いじめ防止標語の募集（児童会・計画委員会主催） <input type="checkbox"/> 教育相談日の実施 <input type="checkbox"/> 学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 1 2 | <input type="checkbox"/> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <input type="checkbox"/> かわさき共生＊共育プログラムの取組みについて ・効果測定の実施③ <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針の見直しを実施 <input type="checkbox"/> 教育相談日の実施 <input type="checkbox"/> 学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 1 | <input type="checkbox"/> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <input type="checkbox"/> 第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 <input type="checkbox"/> 教育相談日の実施 <input type="checkbox"/> 学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 2 | <input type="checkbox"/> 【学校体制振り返り月間】の取組 （アンケート・代表委員会での振り返り） <input type="checkbox"/> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <input type="checkbox"/> 学校生活アンケート結果を受けての対応について <input type="checkbox"/> 今年度の反省→学校評価への反映 <input type="checkbox"/> 教育相談日の実施 <input type="checkbox"/> 学校巡回カウンセラー計画派遣 |
| 3 | <input type="checkbox"/> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <input type="checkbox"/> 来年度に向けてのいじめ防止基本方針・重点目標等の見直し <input type="checkbox"/> 教育相談日の実施 <input type="checkbox"/> 学校巡回カウンセラー計画派遣 |

*** 教育相談日以外にも随時相談を受付**

◎本校のいじめ防止に向けた取組

『いじめを生まない・許さない学校風土づくり』の取組

児童・生徒の自主的な取組

[児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり]

- 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり（授業改善）を行い、学校のあらゆる教育活動の中で、児童一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情や自己有用感）、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育む。
- 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していくための「居場所づくり」と「仲間づくり」を意識した学級づくりを進める。
- 集団の一員として自分の役割をもったり、思考判断し自己決定したり、責任をもって行動したりする機会を教職員が大切に扱い、学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への活動を支援する。

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（清掃）
- ・委員会活動（栽培運動、声かけ運動）
- ・異学年交流（1・6交流・兄弟学年による授業交流）
- ・地域教育会議での交流活動
- ・町内会、子ども会など地域行事での交流活動　　・・・など

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示　　・・・など

保護者の取り組み（PTA活動）

- PTA本部と学校（管理職）の協力体制の構築
- 広報誌での呼びかけ
- 図書ボランティア
- 家庭教育学級　　・・・など

地域住民の取り組み

- 地域住民とのあいさつ交流
- 地域での見守り活動
- 学校教育推進会議への出席　　・・・など